

各位

世田谷区高齢福祉部  
高齢福祉課長 三羽 忠嗣  
介護保険課長 杉中 寛之  
介護予防・地域支援課長 佐久間 聡

新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供について  
(高齢者関係事業者向け令和2年3月第1報)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにつきましては、2月28日にお知らせしたとおり、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」等において最新の通知等をお知らせしているところです。引き続きホームページは、最新の情報に更新しておりますので、随時ご確認いただければと存じます。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html>

※新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険給付に関するQAの専用ホームページを開設しました。上記ホームページから確認ができます。

前報より、下記のような内容の国等より各種通知が発出されるなどしております。今般、区内の企業主導型保育事業所において感染が確認された事案がありました。引き続き、高齢者の安全を守るため、感染防止策等、適切に対応いただけますようお願いいたします。

記

1. 人員基準等の臨時的な取り扱い

学校の休校等で一時的に人員基準が満たせなくなる場合に報酬減額等を行わないなどの弾力的な対応や居宅介護支援のサービス担当者会議を電話・メールなどの活用により柔軟に対応することを可とするなどのQAや、基本的な考え方等が掲載されています。(介護保険最新情報VOL.773 VOL.774)

※報酬算定に関わる事項は、区ホームページ「新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険給付に関するQA」もあわせて、ご確認ください。

2. 電話等を用いた診療や処方箋の取り扱いについて

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話等を用いた診療による処方箋情報の送付等の対応の留意点を取りまとめられた通知が発出されました。

このことを受けて世田谷保健所では、慢性疾患のある患者向けのチラシを作成しています。本チラシを参考に、ご利用者など必要な方に情報提供いただければ幸いです。